農家全戸配布　令和７年１０月１７日　（４７３号）

農業だより

－お問合せ－
新庄市農林課
☎0233-29-5835
Fax.0233-22-0989

令和7年6月からの高温渇水による農業被害支援について

新庄市では令和７年６月１日からの高温・渇水の影響により、追加で必要となった農薬・肥料について支援を行っています。

支援を受けるためには**個人での申請が必要**となりますので、**令和７年12月19日まで農林課へ①農薬・肥料の購入伝票、②使用した農薬・肥料の写真、③作業日誌をお持ちください。**

※6月1日から9月30日までに購入したもののみが対象となります。
※詳細については下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】　農林課農村・森林振興係　29-5837(直通)

クマにご注意下さい！

今年も各地でクマの目撃情報、被害が多発しています。
農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意下さい。

（１）農作業を行う際に注意すべき事項

- 作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- 森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行うこと。
- 頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

（２）誘引物の除去

- クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等の適切な処理。
- 農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- 草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。

（農林水産省作成リーフレットより抜粋）

クマを目撃、または痕跡を発見した場合は、速やかに市農林課、または警察署へご連絡の上、近隣住民の方々へのお声掛けをお願いします。

【担当】新庄市農林課　農業ビジネス創造係　電話:0233-29-5836(直通)

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の提出をお願いいたします！

本年度経営所得安定対策に申請していただいている方は、交付金の受給のために「**水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書**」等を東北農政局に提出する必要があります。

つきましては、**10月24日(金)**まで、**新庄市農業再生協議会事務局**(市役所農林課)に提出していただきますようお願いいたします。

また、申請内容により、申請者名義の**出荷伝票の写しや作業日誌などの提出が必要**となりますので、こちらも併せて提出願います。

※災害等で収穫が見込めず、全く出荷できない場合は至急ご連絡下さい。

【お問い合わせ先】新庄市農業再生協議会　農林課水田農業対策係　29-5835(直通)

令和7年11月期　農業用廃プラスチック・ビニールの回収日程について

○令和7年11月期の農業用廃プラスチック・ビニールの回収を下記の日程で行います。

回収日	回収時間	回収場所
11月19日(水)	9:00～11:00	新庄市農協　東部ライスセンター前
	13:00～14:30	新庄市農協　仁間倉庫前
11月20日(木)	9:00～11:00	もがみ中央農協　北部営農センター中央倉庫前
11月21日(金)	9:00～9:50	もがみ中央農協　昭和支店前
	10:00～10:50	もがみ中央農協　塩野米倉庫前

※回収にかかる料金は、78円／kg です。

【注意事項】

1. 粗大ごみは受け付けません。
2. 土砂や汚泥を落とし、汚れの少ない状態で搬入してください。
3. 農薬容器やひも類、苗箱の破片等を同じ袋の中に混ぜないでください。
4. 農薬容器は、農薬を全て処分し容器内を水ですすぎ、袋に入れるかひもで持ち手等の部分をくくり、ひとまとめにしてください。(ひもでくくる場合は5～6個程度が望ましいです)
5. 苗箱や肥料袋はビニールひもで束ね(袋に入れない場合)、持ち運びやすくした上で搬入してください。(麻ひも、紙ひも等では回収できません)※苗箱が10枚を超える場合は、10枚でひとくくりにしてください。
6. 袋やひもでひとまとめにする際、計量の都合上、10kg 前後の重さでひとまとめにしてください。
7. 袋に入れる場合は袋の口を縛った状態で搬入してください。
8. スムーズな処理を行うため、口座振替での料金支払いにご協力ください。

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課　農業ビジネス創造係　29-5836(直通)

地域計画関連事業の活用に向けて
～将来像が明確された地域計画の策定～

昨年度、農業者の皆様で話し合いをしていただき、令和７年3月に市内 40 地区で「人・農地プラン」を発展させた「地域計画」が策定されました。今後は、持続可能な営農及び農地利用の実現に向け、地域計画関連事業の活用を視野に入れた地域計画（目標地図を含む）の定期的な見直しが必要となります。

◎どのような地域計画・目標地図にしていけばよいか（地域計画全体に係る方向性）

①地区全体の農用地に占める「担い手」の経営面積の割合が6割以上となる計画
②地区全体の農用地に占める「担い手」、「利用者」の経営面積の割合が9割以上となる計画
③今後大規模化を目標とする担い手個人については、「目標経営面積」が「現状経営面積」の3割または4ha 以上拡大すること
※①、②とも現状の計画で定められている値を上回る計画となる必要があります。

～用語の解説～
「担い手」・・・・・
認定農業者・認定就農者・集落営農組織・基本構想に示す目標水準を達成している農業者。
「利用者」・・・・・
担い手以外の目標地図に位置付ける者。今後担い手になる意思がある者を基本とする。

◎地域計画関連事業一覧

・担い手確保・経営強化支援事業（例年、12 月頃要望調査）
・農地利用効率化等支援事業（例年、2 月頃要望調査）
・経営発展支援事業
・初期投資促進事業
・産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）
・国産小麦・大豆供給力強化総合対策（麦・大豆生産技術向上事業）
・新基本計画実装・農業構造転換支援事業
※上記は一部事業を抜粋したものです。
※見直しの方向性への記載事項が要件・優先枠・ポイント加算に関連しています。

◎今後の進め方について

要望調査までに地域の合意形成を図り、交付申請までに地域計画の変更手続きを完了することが必要です。R7補正事業・R8事業を活用したい場合には、11 月末頃までに地域での話し合いをお願いいたします。
地域計画の見直しや関連事業の詳細については、農林課へご相談ください。

【お問い合わせ先】 新庄市農林課　水田農業対策係　29-5835（直通）

令和6年度担い手確保・経営強化支援事業（補正）
～　地域農業構造転換支援対策　～

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及びリース導入を支援します。【第４回目の要望調査】

1. 対象地区

滝ノ倉・冷水沢・泉ヶ丘、松本、塩野、昭和、仁田山、吉沢、黒沢、宮内、鳥越、宮野、本合海、小泉、月岡・梅ヶ崎・小月野・一本柳、柏木山
※優先枠の該当地区はございません。

2. 助成対象者

地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市基本構想水準到達者、市が認める者

3. 対象となる事業内容等

①農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等
②農地等の改良又は造成
※中古農機具等の場合は、別途要件があります。

（国 HP）　（県 HP）

4. 補助率・補助上限額

補助率：3/10（購入）、3/7（リース）
補助上限額：1,500 万円※市が認める者は 100 万円

5. 成果目標

必須目標：事業実施地区内における経営面積の3割又は 4ha 以上の拡大
※地域計画に記載されている必要性があります。
選択目標：項目に応じてポイント加算されます。

6. 要望調査期限

令和7年11 月５日（水）まで

7. 必要書類

令和6年の確定申告書一式、見積書、カタログ、現有機がある場合は、型式等の写真

8. 相談・申請先

農林課ビジネス創造係　TEL：0233-29-5836

9. その他

①必ずお電話でご相談の上、ご来庁ください。
②令和８年3月31日まで納品・支払いが必須です。（農機具メーカーへ確認してください。）
③ポイントの高い方から採択されます。※必ず採択されるわけではございません。
④その他、補助金のご相談は随時受付ております。